

2027、1/25(月)~

2/5(金)

卒業

3年

一般財団法人 高田愛幸育英会

2027年度 完全給付型

大学進学奨学金制度

《対象大学》(前期又は推薦入試)

☆東京大学

☆京都大学

☆大阪大学

☆神戸大学

☆大阪公立大学

事務局

〒650-0027

神戸市中央区中町通2丁目2-18

愛幸ビル7F

カルトン株式会社(内)

TEL(078)341-8889(代)

FAX(078)341-8585

高田愛幸育英会は、返済不要の奨学金を給付する一般財団法人です。入学金と授業料（4年間または6年間）に加え、コロナ禍以降の物価高による生活苦を少しでも楽にさせたいとの思いから、2024年度より**「応援給付金」**（**年間60万円**）^①3ページ奨学金の支払いについてを参照）を支給しています。もちろん応援給付金も返済不要です。奨学生の大学卒業後の拘束的なことは、一切いたしません。

向上心に富み、有能な素質を持っているのに、経済的な理由で希望する道へ進めないことは本人の将来のみならず社会・国家の損失であります。世のため人のために働き、社会に貢献する人になって欲しい。そして「徳」のある大人になって、しあわせになって欲しい。さらには、自分のみならず周りの人もしあわせにしてあげて欲しい。このことを願い、創設者であり初代理事長の高田弘士はこの団体を2017年に設立しました。

本育英会の奨学金制度が、日本の未来を担う若者たちへの一助となれるよう、2024年に永眠した初代理事長の志を継承し本育英会を運営しております。どうぞ応募資格学生の推薦を宜しくお願い申し上げます。

（最後の頁で、奨学生認定書交付式での初代理事長挨拶を記載していますのでご一読ください）

一般財団法人 高田愛幸育英会（たかたあいこういくえいかい）

定款 2017年9月1日設立

代表者：理事長 高田康弘（たかたやすひろ）

第1条（名称）

この法人は、一般財団法人 高田愛幸育英会と称する。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

1. この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことが出来る。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第3条（目的）

この法人は、大学進学を目指す者で、学費の支弁が困難と認められる者に対し、奨学金の給付を行い、国家・社会有為の人材育成に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 奨学金の給付
2. その他前条の目的を達成するため、必要な事業。

〔I〕〔募集要項〕 2027年度（第10期生）

1. 募集・申請方法

兵庫県内の高校と学校法人 河合塾に、兵庫県内に居住する奨学生
の推薦を依頼します。送付する所定の願書に記入し、必要書類を
添付の上、校長の推薦により締め切り日までに郵送にて提出。
（募集は各学校宛に行うため、学校経由で応募して下さい。）

応募先：〒650-0027

神戸市中央区中町通2丁目2-18 愛幸ビル7F

カルトニイ株式会社（内）

一般財団法人 高田愛幸育英会

事務局長 宇津木 博

学生の直接応募は認めません。

2. 募集期間

2027年1月25日（月）～2027年2月5日（金）

（応募書類は事務局郵送2月5日までに必着）

3. 選考方法

応募書類に基づいて、当法人の選考委員会で、厳正に審査
選考します。（書類選考結果は2月15日（月）、に合否通知
を発送します）

その後、書類選考通過者は、2027年3月1日（月）または2日（火）
に本人と保護者の面接を行います。（場所は愛幸ビル10F）

4. 奨学生の決定

2027年3月3日（水）に選考委員会による判定会議で奨学生を
決定致します。

5. 奨学生の合否通知

2027年3月4日（木）に奨学生と推薦者の学校長に合否通知を
発送します。ただし、奨学生として合格しても、前期試験
に不合格または入学を辞退した場合は奨学生を取り消します。

6. 奨学金(入学金・授業料と応援給付金)の支払いについて
奨学生になられた方には、奨学金はご指定の銀行で本人名義預金口座に、振り込みます。
- (i) 授業料は前期(4月中旬)と後期(10月中旬)の2回に分けて振り込みます。
- (ii) 入学金は前期授業料と一緒に振り込みます。
- (iii) 応援給付金は、前期・後期それぞれ30万円です。
- 前期分は5月に振り込みます。ただし、2回生以上の(Ⅰ)奨学生と大学院奨学生は前年度の
- (※)(ア)後期授業料領収書 (イ)学業成績表 (ウ)生活状況報告書 (エ)感謝文の提出がない場合は、前期分の応援給付金はありません。
- 後期分は10月または11月に開催される奨学生の集い(場所は愛幸ビル10F)で手渡しします。
- (Ⅱ) (オ)奨学生の集いに参加出来ないまたは
- (カ)前期授業料領収書の提出が無い場合は後期の応援給付金はありません。
- 尚、4回生と大学院生は、奨学生の集いでお渡しする応援給付金は半額の15万円です。残りの15万円は、
- (Ⅲ) 上記(※)の(ア)(イ)(ウ)(エ)と
- (キ)就職先の会社名または進学先の大学院の大学名(ク)卒業証明の報告が確認された場合、翌年3月以降に支給します。
7. その他
選考状況や選考結果に関するお問い合わせには一切応じておりません。
- また応募書類は、選考結果の如何にかかわらず返却いたしませんのでご了承ください。
- お預かりする応募者の個人情報につきましては、応募者の同意なしに第三者に開示・提出することは致しません。(法令などにより開示を求められた場合は除く)

〔Ⅱ〕[応募資格と奨学金について]

1. 兵庫県内に居住していること。(住民票：必要書類)
2. 高校生と浪人生では応募条件が異なります。

(ア) 高校生の場合

高田愛幸育英会が指定した兵庫県内の高校を2027年3月に卒業見込みの学生で、学校長の推薦を受けた者。

(イ) 浪人生の場合

2026年3月または2025年3月に兵庫県内の高校を卒業した学生で、河合塾 (i) 神戸三宮校 (ii) 大阪校 (iii) 大阪北キャンパス (東大・京大・医進館) いずれかに在籍している者。ただし、(ア)、(イ)について2名、応募したい場合は、当育英会事務局にご相談下さい。応募書類を送ります。

3. 成績が優秀で評定平均が4.0以上又は大学入試共通テスト得点が780点(1000点満点)以上の学生で、以下の5大学前期又は推薦入試で受験する学生に限定します。

① 東京大学 ② 京都大学 ③ 大阪大学
④ 大阪公立大学 ⑤ 神戸大学

(調査書：必要書類) ただし、評定平均が4.0未満で大学入試共通テスト得点が780点以上で応募した場合は、4月に大学入試共通テストの開示が必要となります。

共通テストの得点(自己採点)は、全員必ず明記して下さい。

4. 対象の学生は、2027年度前期入試又は2027年度推薦入試で上記①～⑤の何れかの大学に合格した学生。ただし推薦入試で合格した場合、書類審査、面接で奨学生としては不合格となる場合があります。(合格通知、入学金領収書：必要書類)
5. 健康で、品行方正の学生でありながら、学費の支弁が困難と認められる学生で、次の所得要件を満たすもの。

(所要要件)

◎給与所得の場合

生計を維持する父母等(2人以上いる場合は全員)の世帯合計所得の総額が600万円未満の者。

◎給与所得以外の場合

自営業等その他の世帯合計所得の総額が340万円未満の者。

所得金額の低い人から選考の対象としますが、

人物評価、成績、担任の先生方の推薦書、調査書、また応募者の将来の志望、奨学生を希望する理由等の丁寧な記述を、別紙N0, 2・N0, 3に願います。

(書類選考の重要な選考要素にしております。)

6. 上記1～5の条件を満たす学生の中から、当育英会が奨学生を選考し、選ばれた学生には奨学金(入学金・授業料と応援給付金)を最履修課程終了まで給付します。

(ただし、留年・休学・停学・退学またはその他の処分を受けた場合は、奨学金の給付を休止または停止を行う場合があります)

7. 納付方法

奨学金は、原則として大学・学部への納付期日の一週間前までに、直接本人名義の金融機関預金口座に振り込みます。
入学金は納付期限後で、1年次の前期授業料と同じ日になります。
応援給付金(60万円)は3ページ6(iii)をご参照ください。

奨学金の交付を受けた奨学生は、その大学への納付受領証を当月末日までにその都度、育英会事務局へ提出すること。

(大学への納付受領書を育英会事務局への提出：義務)

8. 昨年度 対象大学 初年度納付金の例

大学名	入学金	授業料	応援給付金	合計
東京大学	282,000	642,960	600,000	1,524,960
京都大学	282,000	535,800	600,000	1,417,800
大阪大学	282,000	535,800	600,000	1,417,800
大阪公立大学	382,000	535,800	600,000	1,517,800
神戸大学	282,000	535,800	600,000	1,417,800

- (i) 上記の例は、昨年度の場合で、今年度は変更になる場合があります。
(ii) 返済の義務はありません。

9. 他の奨学金との併用について

- (i) 他の給付型奨学金(大学独自、公的機関、民間等)との併用は、一切認めていません。ただし貸与型奨学金との併用は認めています。
(ii) 受給状況の確認調査等で給付型奨学金の重複受給が発覚した場合は、奨学金および応援給付金の返還請求ならびに奨学生資格を取り消します。
(iii) 当育英会に願書を提出する段階で他の奨学金に応募又は決定していても一向に差し支えはありません。選考はそのことに関係なく行います。ただし当育英会の奨学生に決定したときには、他の給付型奨学金を辞退していただきます。

[III] [奨学生の義務]

- (i) 本会の奨学の趣旨に沿った奨学給付規定を厳守し、奨学生として品位を保つように努めること。
(ii) 奨学金を授業料(入学金を含む)以外に使用しないこと。
(iii) 毎年度末に、学業成績表及び生活状況報告書を、育英会事務局に提出すること。

[IV] [奨学金の休止と奨学金の停止]

奨学生に認定された後、次の各号に該当する事象が発生した場合は、奨学金の給付の休止もしくは停止を行う。

1. (給付の休止)

理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至った時は奨学金の給付を休止する。

- (i) 休学または長期にわたって欠席したとき。
(ii) 原級留置のとき。
(iii) 学業成績が不良になったと認めたとき。
(iv) 本会が定めた義務を怠ったとき。
(v) その他奨学生として適正でない理由が生じたとき。

理事長は、前項の規定により奨学金の給付の休止を受けた奨学生に、その事由がなくなつたと判断した時は、奨学金の支給を再開するものとする。